

利用者のために

1 調査の目的

この調査は、2003（平成15）年における漁業センサス（指定統計第67号）を作成し、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等、水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

この調査は統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の概要及び方法

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	農 林 水 産 省 都 道 府 県 市 区 町 村	平成15年 11月1日 現 在	調査員が調査客 体からの面接聞 き取り項目（一 部項目（会社、 官公庁、学校、 試験場について は全部）自計申 告）
	漁業従事者 世帯調査	調 査 員	”	
	漁業管理組織調査	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 取りまとめセンター	”	統計・情報セン ター職員が調査 客体からの面接 聞き取り調査
	海面漁業地域調査	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 取りまとめセンター 統計・情報センター	”	
内 水 面 漁 業 調 査	内水面漁業 経営体調査	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調 査 員)	”	調査員又は統計 ・情報センター 職員が調査客 体からの面接聞 き取り調査 (一部自計申告)
	内水面漁業 地域調査	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 取りまとめセンター 統計・情報センター	”	統計・情報セン ター職員が調査 客体からの面接 聞き取り調査

調査の概要及び方法（つづき）

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
流通加工調査	水産物流通機関調査	魚市場、水産物卸売業者及び水産物買受人	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター	平成15年 11月1日 現在	調査員又は統計・情報センター職員による調査客体に調査票を配布、回収（自計申告調査）
	冷凍・冷蔵、水産加工工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工工場	統計・情報センター (調査員)	〃	

注：海面漁業調査のうち漁業管理組織調査及び海面漁業地区調査、内水面漁業調査、流通加工調査は調査組織が異なるため、本報告書では説明及び報告を省略する。

4 調査の定義・約束事項

海面漁業調査関係

ア 海面漁業経営体

調査期日前1年間に、海面において利潤又は生活の資を得るため販売を目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った経営体（世帯及び事業所）をいう。ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人経営体は除く。

イ 漁業従事者世帯

調査期日前1年間に生活の資として資金報酬を得ることを目的として、海面漁業経営体に雇われて、又は共同経営に出資従事して30日以上海面漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯をいう。ただし、個人経営体に該当する世帯を除く。

ウ 漁業世帯

海面漁業経営体のうちの個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

エ 漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で、調査期日前1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

オ 経営組織

(ア) 個人経営体

海面漁業経営体のうち、個人で漁業を自営するものをいう。

(イ) 会社

海面漁業経営体のうち、商法又は有限会社法に基づき、会社として登記されているものをいう。

(ウ) 漁業協同組合

海面漁業経営体のうち、水産業協同組合法（以下「水協法」という。）に基づく漁業協同組合及び同連合会をいう。

(エ) 漁業生産組合

海面漁業経営体のうち、水協法に規定する漁業生産組合をいう。

(オ) 協同経営

海面漁業経営体のうち、2人以上（法人を含む。）が、漁船又は漁網等の主要生産手段を共有し、

漁業経営を協同で管理運営したものをいう。

(カ) 官公庁・学校・試験場

海面漁業経営体のうち、漁業を行った官公庁・学校・試験場で漁獲物を販売したものをいう。

カ 漁業管理組織

漁場又は漁業種類を同じくするもので、一定の取決めにに基づき、漁業資源の管理、漁場の管理及び漁獲の管理を行っているものをいう。

キ 活魚

貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。

ク 経営体階層

海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が主として営んだ漁業種類、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により決定したものである。「調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち販売金額1位の漁業種類」が次表の漁業種類である漁業経営体は、漁船使用の有無に関わらず、次表により経営体階層を決定する。

調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち販売金額1位の漁業種類	経営体階層
大型定置網	大型定置網
小型定置網	小型定置網
地びき網	地びき網
海面養殖	各々の海面養殖

上記漁業種類以外の経営体は、次表の「調査期日前1年間の使用漁船の種類及びトン数」により階層を決定する。

調査期日前1年間の使用漁船の種類及びトン数	経営体階層
漁船を全く使用しなかったもの	漁船非使用
無動力船のみを使用したもの	無動力
使用した動力船の合計トン数が1トン未満のもの及び動力船は使用しないが船外機付船を使用したもの	動力 1トン未満
使用した動力船の合計トン数が 1トン以上 3トン未満	動力 1トン～ 3トン
3トン以上 5トン未満	動力 3トン～ 5トン
5トン以上 10トン未満	動力 5トン～ 10トン
10トン以上 20トン未満	動力 10トン～ 20トン
20トン以上 30トン未満	動力 20トン～ 30トン
30トン以上 50トン未満	動力 30トン～ 50トン
50トン以上 100トン未満	動力 50トン～ 100トン
100トン以上 200トン未満	動力 100トン～ 200トン
200トン以上 500トン未満	動力 200トン～ 500トン
500トン以上 1,000トン未満	動力 500トン～ 1,000トン
1,000トン以上 3,000トン未満	動力 1,000トン～ 3,000トン
3,000トン以上	動力 3,000トン以上

注：船外機付船だけを使用した経営体は、トン数の大きさに関係なく全て動力1トン未満階層とする。

ケ 漁 船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

コ 漁 業 層

(ア) 沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

(イ) 中小漁業層とは、動力船10トン以上1,000トン未満の階層をいう。

(ウ) 大規模漁業層とは、動力船1,000トン以上の階層をいう。

サ 個人経営体の専兼業

(ア) 専 業

個人経営体で、調査期日現在満15歳以上の世帯員の中に、自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

(イ) 兼 業

個人経営体で、調査期日現在満15歳以上の世帯員の中に、自営漁業以外の仕事に従事した者がいるものをいう。

シ 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、調査日現在満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

ス 海上作業従事者

次の作業に従事した者をいう。ただし、真珠の核入れ作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめ等の干し作業に従事した者は除外する。

(ア) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の船上作業。

(イ) 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見をいう。

(ウ) 地びき網漁業では、漁船の蛇行、網の打ち回し、その他の海上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。

(エ) 漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を採る作業。

(オ) 海面養殖では漁場への往復、いかだ・ひび・網等の養殖施設の張り立て、取り外し、採苗、給餌作業、海上見廻り、収穫物の採取等のすべての海上における作業。

セ 海上作業従事日数

海上作業日数の数え方は次のとおりとする。

(ア) 日帰り操業は、出漁した回数にかかわらず1日と数える。

(イ) 夕刻出漁し、翌朝帰港した場合は1日とする。

(ウ) 2夜以上に渡って出漁した場合は、出港日から入港日までを通算した日数とする。

ソ 最盛期の海上作業従事者

調査期日前1年間に営んだすべての漁業を通じて、最も多くの人が海上作業に従事した時期の海上作

業に従事した者をいう。

夕 世帯の経済的中心者

その家の生計を支えている者をいい、必ずしも世帯の戸籍筆頭者とか漁業従事者のうち中心的働き手であるとは限らない。

チ 大海区

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた地域区分をいう。

ツ 漁業地区

沿海市町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等、漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。

徳島県の大海区と漁業地区

太平洋地区

市区町村名	旧市区町村名 (S29. 1. 1)	漁業地区の名称	漁業地区に含まれる沿海地区漁業協同組合名
由岐町	阿部村	伊座利	伊座利
		阿部	阿部
	三岐田村	志和岐	志和岐
		東由岐	東由岐
		西由岐	西由岐
日和佐町	日和佐町 赤松内村	日和佐	日和佐町
牟岐町	牟岐町	牟岐	牟岐東町
海南町	浅川村・川東村・川上村	浅川	浅川
海部町	鞆奥町・川西村	鞆浦	鞆浦
穴喰町	穴喰町	穴喰	穴喰

瀬戸内海区

市区町村名	旧市区町村名 (S29. 1. 1)	漁業地区の名称	漁業地区に含まれる沿海地区漁業協同組合名
鳴門市	鳴門市	北灘	北灘
		北泊	北泊
		堂浦	堂浦
		室撫佐	室撫佐
		鳴門町	鳴門町
	鳴門	新鳴門	
松茂町	大津村・鳴門市 板東町・堀江村	里浦	里浦
	松茂村	長原	長原

瀬戸内海区 (つづき)

市区町村名	旧市区町村名 (S29. 1. 1)	漁業地区の名称	漁業地区に含まれる沿海地区漁業協同組合名
徳島市	川内村 応神村	川内	川内
	徳島市 新島居市町	渭東	渭東
	徳島市・入田村 上八万村・国府町 南井上村・北井上村	徳島	徳島市 徳島市辰巳
小松島市	小松島市	小松島	小松島
	坂野町	和田島	和田島
那賀川町	今津村	今津	今津
	平島村	中島	中島
阿南市	富岡町・中野島村 宝田村・長生村 大野村・加茂谷村	福村	福村
	見能林村 桑野村	中林	中林
	見能林村	大渦	大渦
	橋新野町	橋	橋町
	椿福井町	椿泊	椿阿泊南
	椿町	伊島	伊島

5 そ の 他

- (1) 統計表によっては、端数処理の関係で総計の数字と内訳の計とが一致しない場合がある。
- (2) 表中の符号は、次のとおりである。
 - [-] …… 皆無 (零または該当数値のないもの)
 - […] …… 不詳 (数字が得られないもの)
 - [△] …… 数値がマイナスのもの
 - [X] …… 秘密保護上数値を公表しないもの
 - [0] …… 単位未満 (表意単位に満たないもの)
- (3) この報告書の数値は概数であり、後日発表される農林水産省の数値を確定値とする。
- (4) この報告書の内容についての照会、問い合わせは下記へお願いします。

徳島県県民環境部統計調査課 経済統計担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 (088) - 621 - 2137

ファクシミリ (088) - 621 - 2835

I 調査結果の概要

海面漁業調査

1 漁業経営体数

(1) 総経営体数

— 漁業経営体数の減少続く —

平成 15 年の本県の海面漁業経営体数（以下「経営体数」という。）は 2,183 であり、平成 10 年～平成 15 年の 5 年間で 13.3% の減となった。

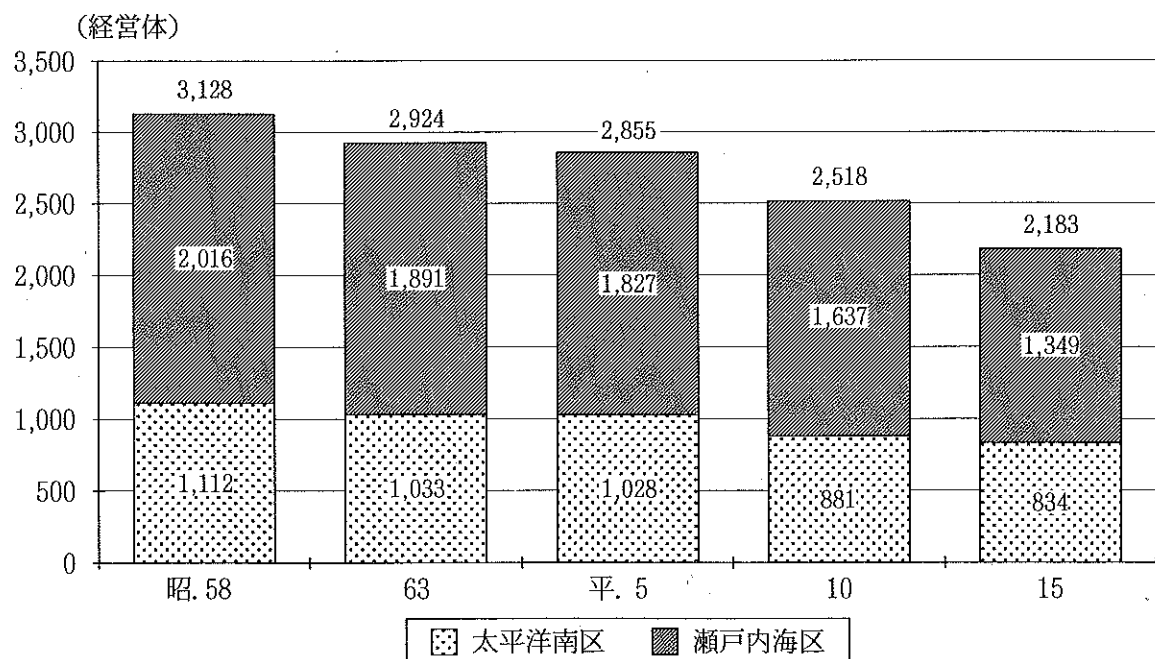
本県の経営体数は昭和 53 年までは増加していたが、昭和 58 年の調査で減少に転じ、以後減少が続いている。今回の減少率は平成 5 年～平成 10 年の減少率を 1.5 ポイント上回った。

第 1 表 経営体数

単位：経営体

区 分	全 国	県	太平洋南区	瀬戸内海区
昭. 58	207,439	3,128	1,112	2,016
63	190,271	2,924	1,033	1,891
平. 5	171,524	2,855	1,028	1,827
10	150,586	2,518	881	1,637
15	132,417	2,183	834	1,349
増減率（63 / 58）（%）	△ 8.3	△ 6.5	△ 7.1	△ 6.2
（平. 5 / 昭. 63）	△ 9.9	△ 2.4	△ 0.5	△ 3.4
（10 / 5）	△ 12.2	△ 11.8	△ 14.3	△ 10.4
（15 / 10）	△ 12.1	△ 13.3	△ 5.3	△ 17.6
増減率（平. 15 / 昭. 58）（%）	△ 36.2	△ 30.2	△ 25.0	△ 33.1

図 1 経営体数の推移



(2) 漁業層別経営体数

—沿岸漁業層、中小漁業層ともに減少—

経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層が1,995で全体の91.4%を占めており、残り8.6%が中小漁業層となっている。

大規模漁業層は存在しない。

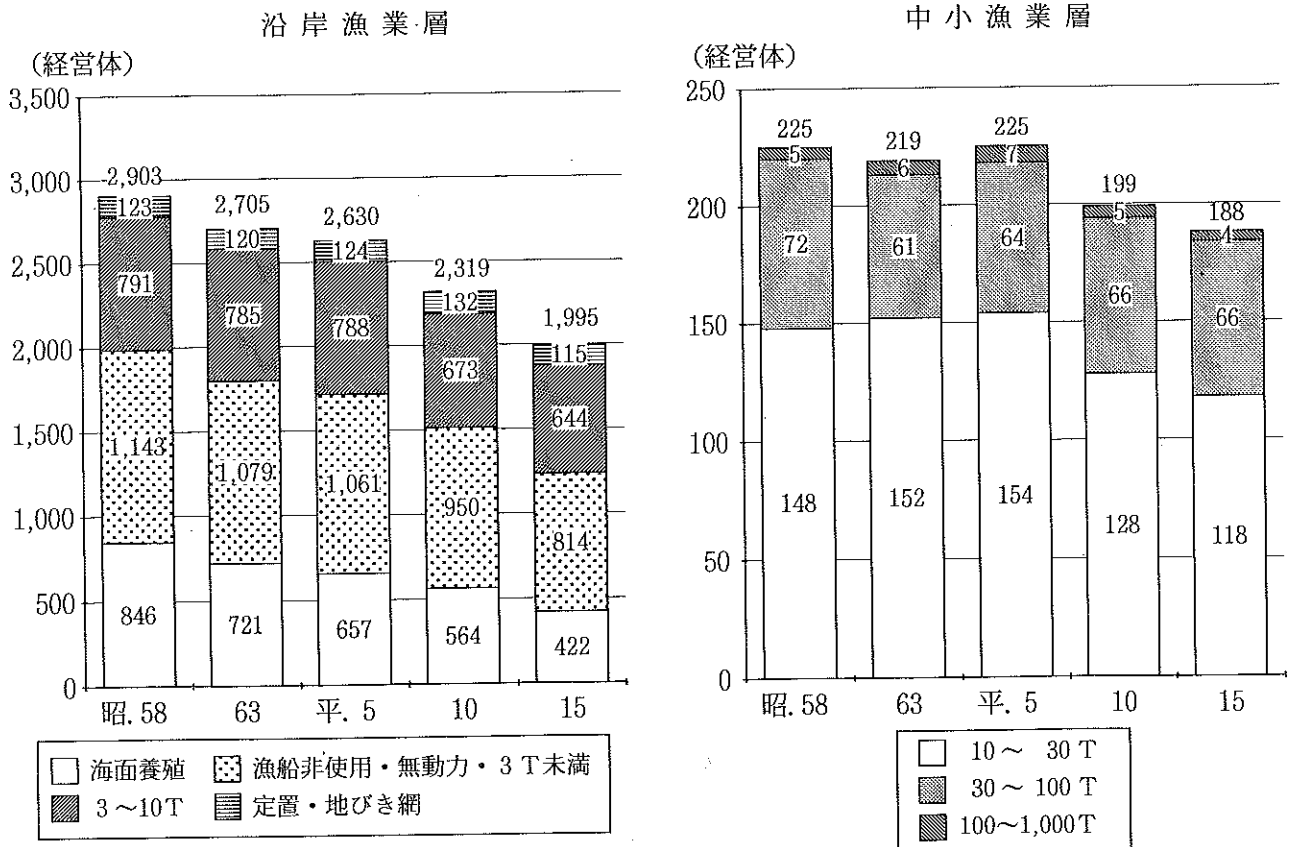
沿岸漁業層は昭和53年から減少が続いており、中小漁業層も前回より11経営体減少した。

第2表 漁業層別経営体数

単位：経営体

区 分	計	沿岸漁業層	中小漁業層
昭. 58	3,128	2,903	225
63	2,924	2,705	219
平. 5	2,855	2,630	225
10	2,518	2,319	199
15	2,183	1,995	188
増減率(63/58)(%)	△ 6.5	△ 6.8	△ 2.7
増減率(平.5/昭.63)	△ 2.4	△ 2.8	2.7
増減率(10/5)	△ 11.8	△ 11.8	△ 11.6
増減率(15/10)	△ 13.3	△ 14.0	△ 5.5
増減率(平.15/昭.58)(%)	△ 30.2	△ 31.3	△ 16.4

図2 漁業層別経営体数の推移



ア. 沿岸漁業層の経営体数を階層別にみると、動力船階層が1,433（構成比71.8%）と最も多く、次いで海面養殖階層の422（同21.2%）となっており、両者で93%近くを占めている。

動力船階層では、1トン未満階層、1トン～3トン階層、3トン～5トン階層及び5トン～10トン階層はそれぞれ22.1%、11.7%、6.2%、1.2%の減少となった。海面養殖階層では、のり類養殖階層、真珠養殖階層、わかめ類養殖階層、ぶり類養殖階層等がそれぞれ58.0%、50.0%、4.3%、20.0%の減少となった。

イ. 中小漁業層の経営体数188のうち動力10トン～20トン階層が102と全体の54.3%を占めており、次いで30トン～50トン階層の61（構成比32.4%）等となっている。

第3表 沿岸漁業層の経営体階層別経営体数

区 分	経 営 体 数		構 成 比 (%)		増 減 率 (%) 15/10	
	平. 10	15	平. 10	15		
計	2,319	1,995	100.0	100.0	△14.0	
漁 船 非 使 用	13	25	0.6	1.2	92.3	
無 動 力 船 の み	1	—	0.0	—	—	
漁 船 小 計	1,609	1,433	69.4	71.8	△10.9	
使 用 動 力 船 使 用	1 T 未 満	357	278	15.4	13.9	△22.1
	1 ～ 3	579	511	25.0	25.6	△11.7
	3 ～ 5	419	393	18.1	19.7	△6.2
	5 ～ 10 T	254	251	11.0	12.6	△1.2
大 型 定 置 網	4	2	0.2	0.1	△50.0	
小 型 定 置 網	128	113	5.5	5.7	△11.7	
地 び き 網	—	—	—	—	—	
小 計	564	422	24.3	21.2	△25.2	
海 面 養 殖	の り 類 養 殖	200	84	8.6	4.2	△58.0
	か き 類 養 殖	1	—	0.0	—	—
	真 珠 養 殖	4	2	0.2	0.1	△50.0
	真 珠 母 貝 養 殖	—	—	—	—	—
	わ か め 類 養 殖	322	308	13.9	15.4	△4.3
	ぶ り 類 養 殖	20	16	0.9	0.8	△20.0
	ほ た て が い 養 殖	—	—	—	—	—
	た い 類 養 殖	4	5	0.2	0.3	12.5
そ の 他 の 養 殖	13	7	0.6	0.4	△46.2	

第4表 中小漁業層の経営体階層別経営体数

区 分	経営体数		構成比(%)		増減率(%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	199	188	100.0	100.0	△ 5.5
動力 10 ~ 20 T	115	102	57.8	54.3	△ 11.3
20 ~ 30	13	16	6.5	8.5	23.1
30 ~ 50	63	61	31.7	32.4	△ 3.2
50 ~ 100	3	5	1.5	2.8	66.7
100 ~ 200	3	2	1.5	1.0	△ 33.3
200 ~ 500	2	2	1.0	1.0	-
500 ~ 1,000 T	-	-	-	-	-

(3) 主とする漁業制度別経営体数

— 漁業権漁業が 54.7 % を占める —

経営体数を主とする漁業制度別にみると、漁業権漁業が 1,194 (構成比 54.7 %) と最も多く、次いで自由漁業の 586 (同 26.8 %), 知事許可漁業の 388 (同 17.8 %) となっており、この 3 制度で全体の 99.3 % を占めている。

第5表 主とする漁業制度別経営体数

区 分	経営体数		構成比(%)		増減率(%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	2,518	2,183	100.0	100.0	△ 13.3
大臣許可漁業	5	9	0.2	0.4	80.0
知事許可漁業	475	388	18.9	17.8	△ 18.3
大臣承認漁業	3	-	0.1	-	-
漁業権漁業	1,312	1,194	52.1	54.7	△ 9.0
自由漁業	680	586	27.0	26.8	△ 13.8
その他の	43	6	1.7	0.3	△ 86.0

(4) 経営組織別経営体数

— 個人経営体が 13.5 % 減少 —

経営体数を組織別にみると、個人経営体が 2,107 (構成比 96.5 %), 団体経営体は 76 (同 3.5 %) で 5 年よりそれぞれ 13.5 % 減, 7.3 % 減となった。団体経営体のうち共同経営が 10.5 % 増となったが、会社、漁業生産組合、官公庁・学校・試験場はいずれも減少した。

第6表 経営組織別経営体数

区 分	経営体数		構成比(%)		増減率(%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	2,518	2,183	100.0	100.0	△13.3
個人経営	2,436	2,107	96.7	96.5	△13.5
団体経営	82	76	3.3	3.5	△7.3
会社	55	49	2.2	2.3	△10.9
漁業協同組合	1	1	0.0	0.0	-
漁業生産組合	5	4	0.2	0.2	△20.0
共同経営	19	21	0.8	1.0	10.5
官公庁・学校・試験場	2	1	0.1	0.0	△50.0

2 個人経営体数

(1) 専兼業別個人経営体数

—兼業の経営体が17.0%減少—

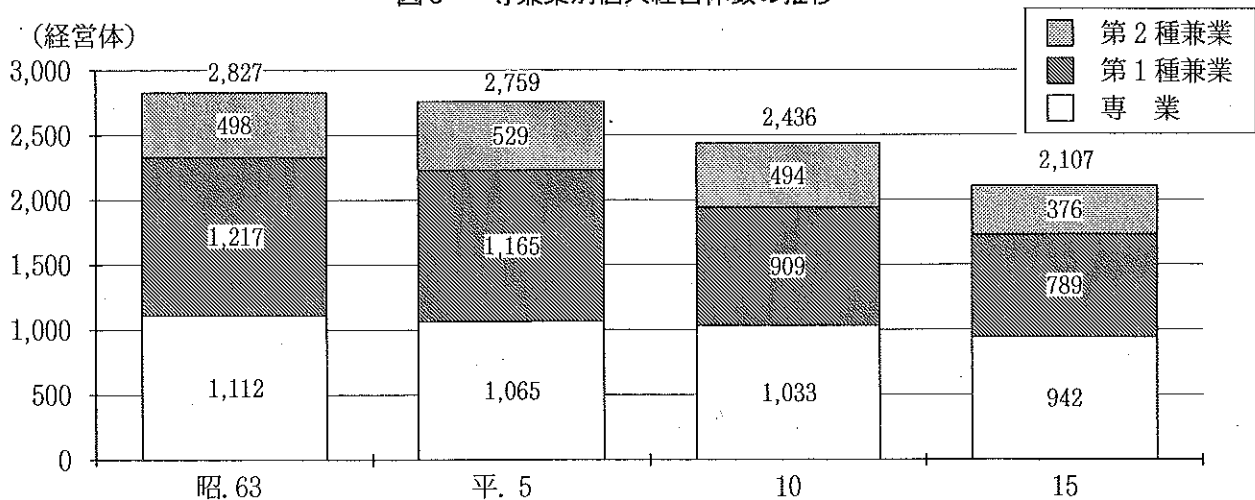
個人経営体数を専兼業別にみると、専業が942(構成比44.7%)、第1種兼業(漁業が主)が789(同37.5%)、第2種兼業(漁業が従)が376(同17.8%)である。

平成10年と比べると、専業が8.8%の減、第1種兼業が13.2%の減、第2種兼業が23.9%の減となっている。

第7表 専兼業別個人経営体数

区 分	経営体数		構成比(%)		増減率(%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	2,436	2,107	100.0	100.0	△13.5
専業	1,033	942	42.4	44.7	△8.8
兼業	1,403	1,165	57.6	55.3	△17.0
第1種兼業	909	789	37.3	37.5	△13.2
第2種兼業	494	376	20.3	17.8	△23.9

図3 専兼業別個人経営体数の推移



(2) 基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別個人経営体数

—基幹的漁業従事者の高齢化が一段と進む—

個人経営体数を基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別にみると、男子60歳以上が57.4%と最も多く、次いで男子50歳～59歳の24.0%となっている。

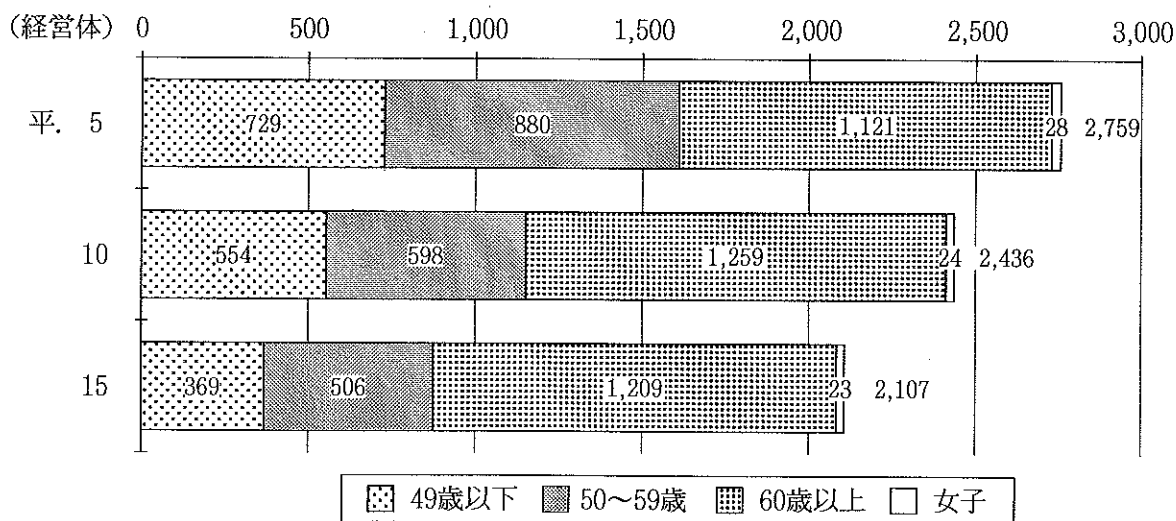
平成10年と比べると、男子60歳以上の構成比が5.7ポイント上昇している。

第8表 基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別個人経営体数

単位：経営体

区 分	計	海上作業 従事世帯 員なし	基幹的漁業従事者が男子						基幹的漁 業従事者 が女子	
			小 計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60歳以上		
平. 15 10	2,107	—	2,084	15	80	274	506	1,209	23	
	2,436	1	2,411	25	120	409	598	1,259	24	
構成比 (%)	平. 15 10	100.0	—	98.9	0.7	3.8	13.0	24.0	57.4	1.1
		100.0	0.0	99.9	1.0	4.9	16.8	24.5	51.7	1.0
増減率(15/10)(%)		△13.5	—	△13.6	△40.0	△33.3	△33.0	△15.4	△4.0	△4.2

図4 基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別個人経営体数の推移



3 使用漁船

(1) 使用漁船総隻数

—動力船10.7%の減少—

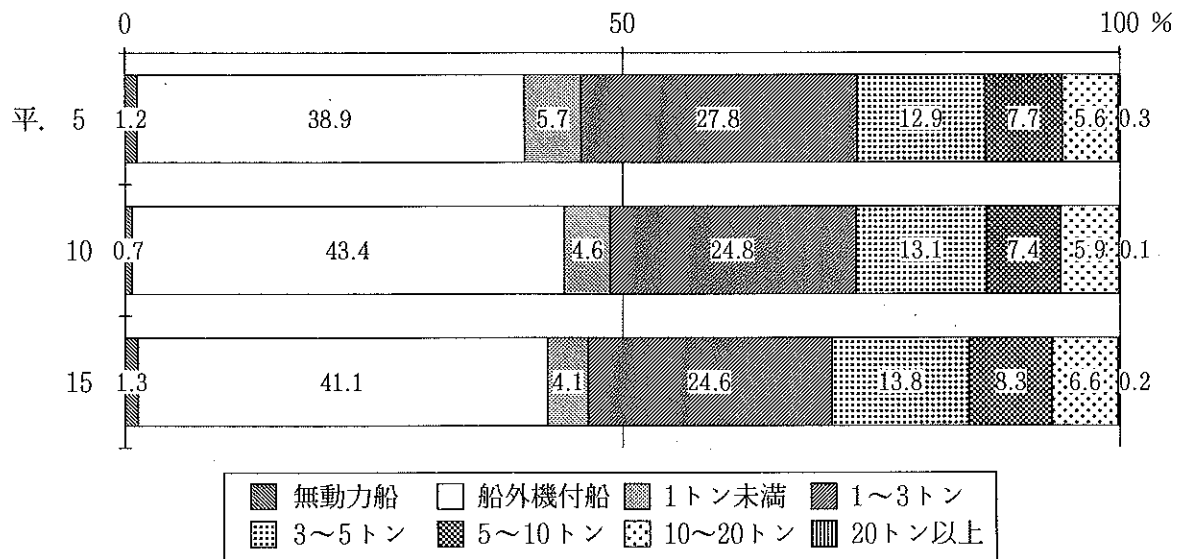
海面漁業経営体が平成15年11月1日前1年間に使用し、調査日現在保有していた漁船の隻数は3,877隻で平成10年に比べて594隻減少した。

種類別では無動力船が49隻(構成比1.3%)、船外機付船が1,594隻(同41.1%)、動力船が2,234隻(同57.6%)であり、平成10年に比べると、無動力船が63.3%の増加、船外機付船が17.8%の減少、動力船が10.7%の減少となっている。

第9表 種類別・トン数規模別使用漁船隻数

区 分	隻 数		構 成 比 (%)		増 減 率 (%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	4,471	3,877	100.0	100.0	△13.3
無動力船	30	49	0.7	1.3	63.3
船外機付船	1,939	1,594	43.4	41.1	△17.8
動力船	2,502	2,234	56.0	57.6	△10.7
1 T 未 満	204	159	4.6	4.1	△22.1
1 ~ 3	1,108	953	24.8	24.6	△14.0
3 ~ 5	587	534	13.1	13.8	△9.0
5 ~ 10	330	321	7.4	8.3	△2.7
10 ~ 20	264	257	5.9	6.6	△2.7
20 ~ 30	2	—	0.0	—	—
30 ~ 50	—	1	—	0.0	—
50 ~ 100	6	8	0.1	0.2	33.3
100 ~ 200	—	—	—	—	—
200 ~ 500	1	1	0.0	0.0	—
500 T 以 上	—	—	—	—	—

図5 種類別・トン数規模別使用漁船隻数の構成比の推移



(2) 漁業層別の使用動力船隻数、トン数及び馬力数

—動力船1隻平均馬力数は減少—

沿岸漁業層では、1経営体平均動力船隻数は平成10年と同じだったが、1隻平均トン数が平成10年に比べて0.2トン、6.7%の増加、1隻平均馬力数が6.1馬力、12.6%の減少となった。

中小漁業層では、1経営体平均動力船隻数は平成10年と同じだったが、1隻平均トン数が7.5%増加したのに対し、1隻平均馬力数は11.6%減少した。

第10表 漁業層別の使用動力船隻数, トン数及び馬力数

区 分	1 経営体平均動力船隻数			動力船1隻平均トン数			動力船1隻平均馬力数		
	平.10	15	増減率	平.10	15	増減率	平.10	15	増減率
総 平 均	1.0	1.0	0.0	4.6	5.0	8.7	53.0	46.6	△12.1
沿岸漁業層	0.9	0.9	0.0	3.0	3.2	6.7	48.4	42.3	△12.6
中小漁業層	2.2	2.2	0.0	12.0	12.9	7.5	74.3	65.7	△11.6

4 漁業従事者世帯数

—漁業従事者世帯 8.8% 減少—

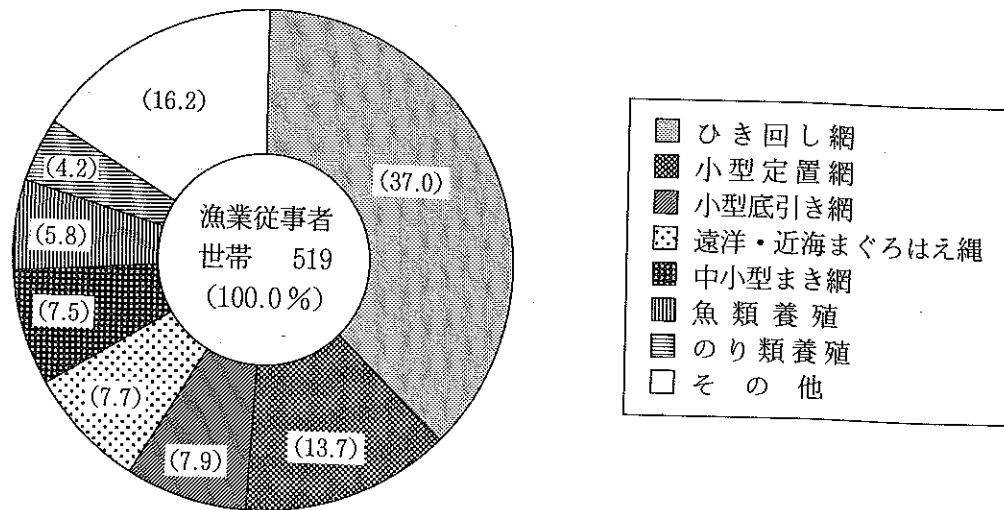
漁業従事者世帯は519で、平成10年に比べ8.8%減少した。

専業別では、雇われのみの世帯が236(構成比45.5%)、漁業雇われが主である世帯が202(同38.9%)、雇われが従である世帯が81(同15.6%)となっている。

平成10年と比べると雇われのみの4.8%、雇われが主が20.2%減少したが、雇われが従が19.1%増加した。

漁業従事者世帯が主として従事した漁業種類は、引き回し網37.0%、小型定置網13.7%、小型底引き網7.9%、遠洋・近海まぐろはえ縄7.7%、中小型まき網7.5%、魚類養殖5.8%、のり類養殖4.2%、その他16.2%である。

図6 漁業従事者世帯が主として従事した漁業種類 (平.15)



第11表 漁業雇われ専業別漁業従事者世帯数

区 分	世 帯 数		構 成 比 (%)		増 減 率 (%)
	平.10	15	平.10	15	
計	569	519	100.0	100.0	△ 8.8
雇 わ れ の み	248	236	43.6	45.5	△ 4.8
雇 わ れ が 主	253	202	44.5	38.9	△ 20.2
雇 わ れ が 従	68	81	12.0	15.6	19.1

5 漁業就業者数

(1) 性別・年齢別漁業就業者数

—高齡化が一段と進み、男女とも減少—

漁業就業者数は3,450人で、平成10年に比べ16.0%の減少となった。

漁業就業者のうち、男子が2,999人（構成比86.9%）、女子が451人（同13.1%）で、平成10年と比べると男子が14.5%、女子が24.8%の減となった。

就業者のうち、男子の60歳以上が1,519人（同44.0%）と最も多く、以下、男子50歳～59歳665人（同19.3%）、男子40歳～49歳421人（同12.2%）等となっている。

平成10年と比べると男女とも60歳以上の就業者の占める割合が高くなっている。

特に男子の60歳以上は平成10年より構成比で、4.5%増え、漁業就業者の高齡化が一段と進んでいる。

第12表 性別・年齢別漁業就業者数

区 分		就業者数 (人)		構成比 (%)		増減率 (%) 15/10
		平. 10	15	平. 10	15	
計		4,109	3,450	100.0	100.0	△ 16.0
男 子	小 計	3,509	2,999	85.4	86.9	△ 14.5
	15歳～19歳	12	7	0.3	0.2	△ 41.7
	20～29	182	120	4.4	3.5	△ 34.1
	30～39	323	267	7.9	7.7	△ 17.3
	40～49	609	421	14.8	12.2	△ 30.9
	50～59	761	665	18.5	19.3	△ 12.6
	60歳以上	1,622	1,519	39.5	44.0	△ 6.4
女 子	小 計	600	451	14.6	13.1	△ 24.8
	15歳～19歳	—	—	—	—	—
	20～29	4	1	0.1	0.0	△ 75.0
	30～39	31	20	0.8	0.6	△ 35.5
	40～49	103	58	2.5	1.7	△ 43.7
	50～59	196	130	4.8	3.8	△ 33.7
	60歳以上	266	242	6.5	7.0	△ 9.0

(2) 自営、雇われ別漁業就業者数

—自営漁業のみの就業者数17.9%減—

漁業就業者数を従事した漁業が自営漁業か雇われかによってみると、自営漁業のみに従事した就業者が2,690人（構成比78.0%）、自営漁業と雇われの両方に従事した就業者が195人（同5.6%）、漁業雇われのみに従事した就業者が565人（同16.4%）となっている。

平成10年と比べると、自営のみに従事した就業者が17.9%減少した他、雇われのみも12.0%減少した。

第13表 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	就業者数 (人)		構成比 (%)		増減率 (%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	4,109	3,450	100.0	100.0	△ 16.0
自 営 の み	3,278	2,690	79.8	78.0	△ 17.9
自 営 と 雇 わ れ	189	195	4.6	5.6	3.2
自 営 が 主	96	98	2.3	2.8	2.1
雇 わ れ が 主	93	97	2.3	2.8	4.3
雇 わ れ の み	642	565	15.6	16.4	△ 12.0

(3) 沿岸、沖合・遠洋漁業別漁業就業者数

—沿岸漁業就業者が84.9%を占める—

漁業就業者が従事した漁業種類と乗り組んだ漁船のトン数によって、沿岸、沖合・遠洋漁業別に区分してみると、沿岸漁業就業者が2,929人（構成比84.9%）、沖合・遠洋漁業就業者が521人（同15.1%）となっている。

平成10年と比べると、沿岸漁業就業者が19.1%の減少、沖合・遠洋漁業就業者が7.0%の増となった。

第14表 沿岸、沖合・遠洋漁業別漁業就業者数

区 分	就業者数 (人)		構成比 (%)		増減率 (%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	4,109	3,450	100.0	100.0	△ 16.0
沿 岸 漁 業	3,622	2,929	88.1	84.9	△ 19.1
沖 合 ・ 遠 洋 漁 業	487	521	11.9	15.1	7.0

6 漁業世帯員数

(1) 総世帯員数

—総世帯員数で19.5%減少—

漁業世帯員数は8,388人で、平成10年に比べ19.5%の減少となった。

このうち個人漁業経営体の世帯員は6,852人（構成比81.7%）、漁業従事者世帯の世帯員は1,536人（同18.3%）である。

平成10年と比べると、個人漁業経営体の世帯員は20.1%の減少、漁業従事者世帯の世帯員は16.9%の減少となった。

第15表 漁業世帯員数

区 分	世帯員数 (人)		構成比 (%)		増減率 (%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	10,421	8,388	100.0	100.0	△ 19.5
個 人 漁 業 経 営 体	8,572	6,852	82.3	81.7	△ 20.1
漁 業 従 事 者 世 帯	1,849	1,536	17.7	18.3	△ 16.9

(2) 漁業世帯員の年齢構成

—15歳～64歳が23.4%減少—

漁業世帯員数を年齢構成別にみると、14歳以下が836人（構成比10.0%）、15歳～64歳が5,083人（同60.6%）、65歳以上が2,469人（同29.4%）となっている。

平成10年と比べると、14歳以下、15歳～64歳がそれぞれ37.8%、23.4%減少したのに対し、65歳以上が1.3%増加した。

構成比では、14歳以下、15歳～64歳がそれぞれ2.9ポイント、3.1ポイント低下したのに対し、65歳以上が6.0ポイント上昇した。

第16表 漁業世帯員の年齢構成

区 分	世帯員数 (人)		構成比 (%)		増減率 (%) 15/10
	平. 10	15	平. 10	15	
計	10,421	8,388	100.0	100.0	△19.5
14 歳 以 下	1,345	836	12.9	10.0	△37.8
15 歳 ～ 64 歳	6,639	5,083	63.7	60.6	△23.4
65 歳 以 上	2,437	2,469	23.4	29.4	1.3